

3 渉外的婚姻の届出時に係る添付書類について

今回調査の対象とした48市区町村において、選定した12か国の各国籍の当事者に対して渉外的婚姻の届出時に求める添付書類について調査を実施した。

調査においては、次のⅠに該当する当該国籍の最新の実績に基づき回答、Ⅰの実績がない場合は、次のⅡに該当する当該国籍の最新の実績に基づき回答、Ⅰ及びⅡのいずれにも当該国籍に係る実績がなければ、次のⅢの当該国籍の取扱いに基づき回答を依頼した。

- Ⅰ 平成31年4月1日から調査時点までの間に受理した「当事者が外国人と日本人（非本籍人）である婚姻届」の添付書類
- Ⅱ 平成31年4月1日から調査時点までの間に受理した「当事者が外国人同士である婚姻届」の添付書類
- Ⅲ 調査時点で、当該国籍に係る婚姻届を受け付ける際に当該婚姻届の当事者に求める添付書類

また、婚姻要件具備証明書が提出された場合と、同証明書が提出されなかった場合に分け、日本方式の婚姻（創設的届出）で当該国籍の当事者に前婚がないケースについて回答を依頼した。

回答結果は以下のとおりであり、同一国に係る同一添付書類について、市区町村により対応が異なる実態が判明した。

なお、本項目に記載の各図（グラフ）は、当省の調査結果を基に作成しており、市区町村からの回答及び提出された添付書類を踏まえ、「婚姻要件具備証明書が提出された場合」の回答と「婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合」の回答間の補正を行っているものがあるため、回答の総数が48とならない場合がある。また、割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

(1) 国籍証明書（又は旅券）

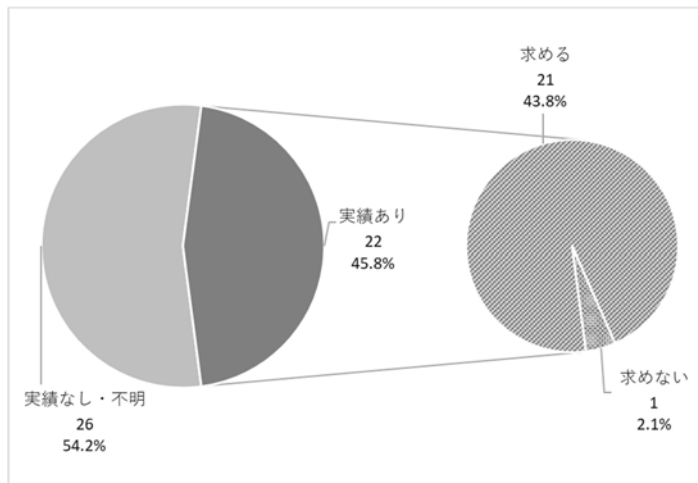
① 中国

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 22/48 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 21/22 であった。

なお、求めるとした回答のうち 2/21 は、他の添付書類で国籍が明らかな場合は不要としている。

図 11 届出人が中国国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況

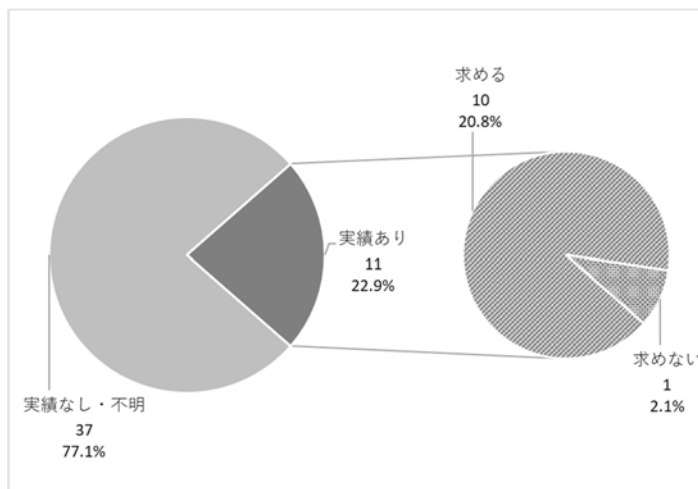


b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 11/48 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 10/11 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/10 は、他の添付書類で国籍が明らかな場合は不要としている。

図 12 届出人が中国国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



② 韓国

法務省は「韓国人の婚姻要件審査の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 7 日付け法務省民事局民事第一課事務連絡）により、駐日韓国領事館において、婚姻要件具備証明書の発給を取りやめる予定であるとしている。また、今回の調査対象の市区町村からも、数年前に取りやめた模様との回答があった。参考書籍には、韓国が婚姻要件具備証明書の発給を取りやめた旨の掲載は見当たらなかったが、市区町村からの回答でも同証明書の現物は確認できなかったため、取りまとめにおいては、婚姻要件具備証明書の発給がなされない国として整理している。

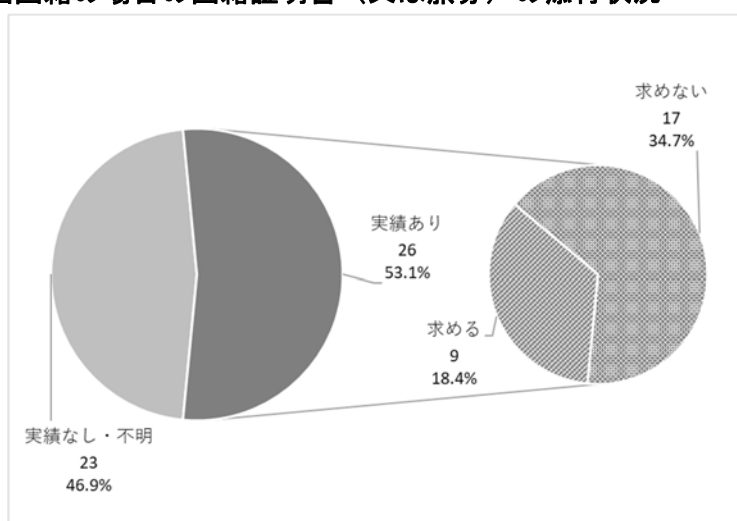
なお、婚姻要件具備証明書が提出された実績があるとの回答が 2 件あったが、一方は婚姻要件具備証明書とは異なる婚姻関係証明書、基本証明書、家族関係証明書（いずれも韓国の身分関係等を示す証明書）を提出された場合を回答していたため、婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合の回答と整理し、もう一方は、回答内容が不明瞭であったため、実績なしと整理している。

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 26/49 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 9/26 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/9 は、婚姻関係証明書、基本証明書、家族関係証明書が国籍証明書にもなるため、添付は必須ではないとしている。

図 13 届出人が韓国国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



③ ベトナム

ベトナム国内に居住するベトナム人に対して発給される婚姻状況証明書は、婚姻要件具備証明書として取り扱うことができるとされている。そのため、婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合の回答として、婚姻状況証明書が提出された実績があると回答していた 11 件については、婚姻要件具備証明書が提出された場合の回答として整理している。

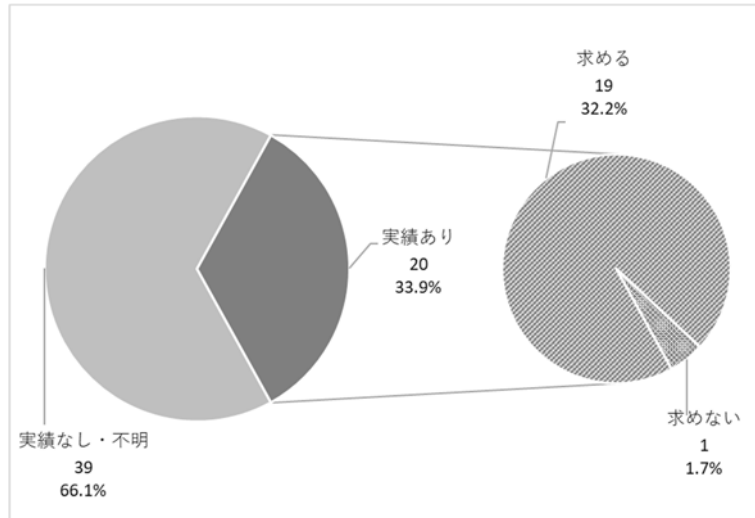
※この項の参考書籍：戸籍誌第 904 号、各国法律と要件 V 巻

a) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 20/59 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 19/20 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/19 は、他の添付書類で国籍が明らかな場合は不要としている。また、求めないと回答した 1/1 は、婚姻状況証明書が提出された場合の回答で、同証明書が国籍証明書を兼ねているため求めなかったとしている。

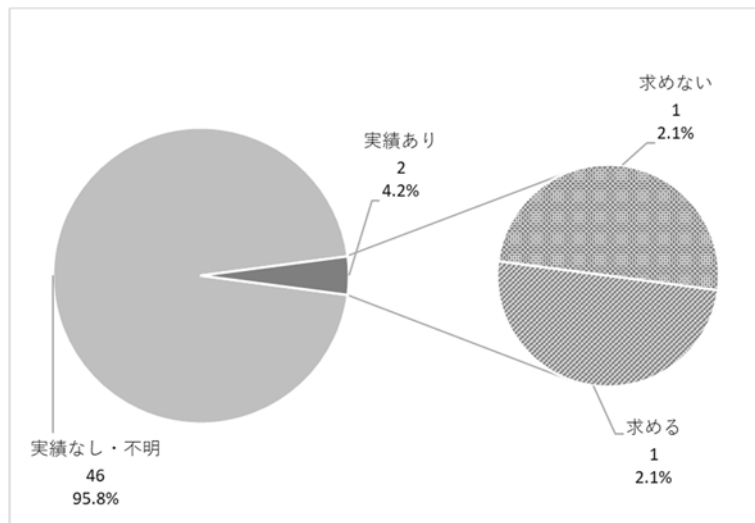
図 14 届出人がベトナム国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 2/48 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 1/2 であった。

図 15 届出人がベトナム国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



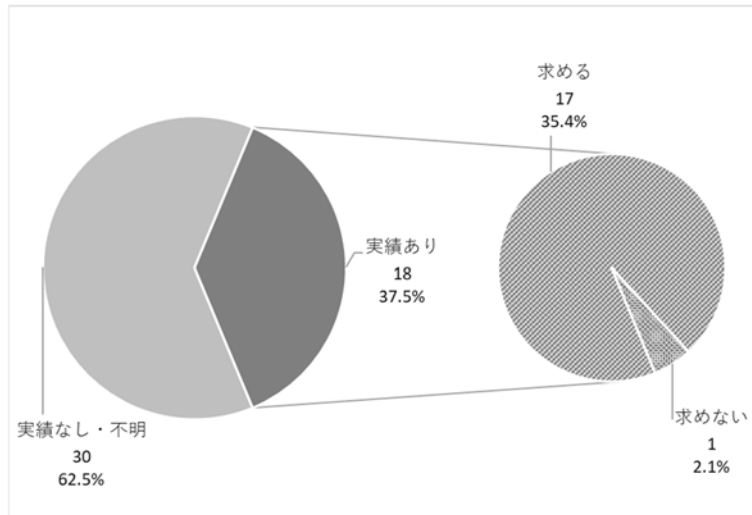
④ フィリピン

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 18/48 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 17/18 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/17 は、他の添付書類で国籍が明らかな場合は不要としている。

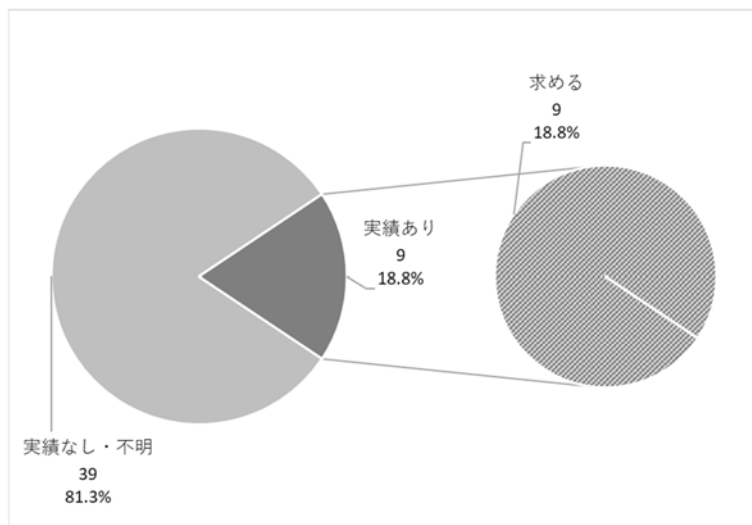
図 16 届出人がフィリピン国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 9/48 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 9/9 であった。

図 17 届出人がフィリピン国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



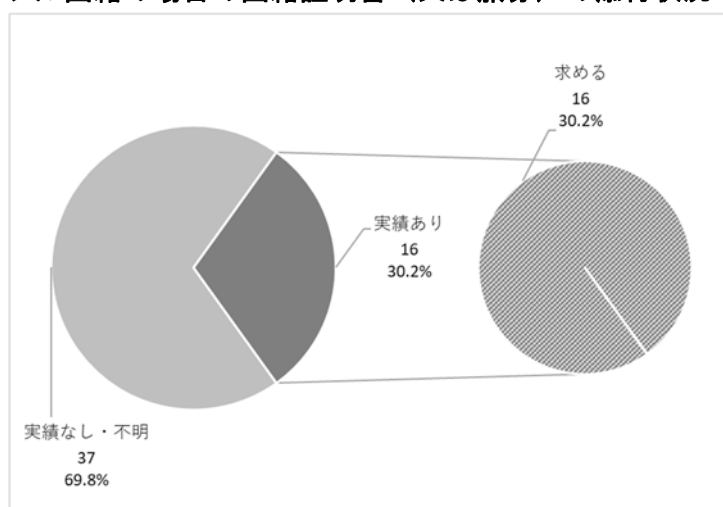
⑤ ブラジル

婚姻要件具備証明書を発給していないとされ、今回の調査対象の市区町村からも、同証明書を発給していないとの回答が複数得られた。そのため、同証明書を提出されなかった場合のみを取りまとめている。

a) 婚姻要件具備証明書を提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 16/53 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 16/16 であった。

図 18 届出人がブラジル国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



⑥ ネパール

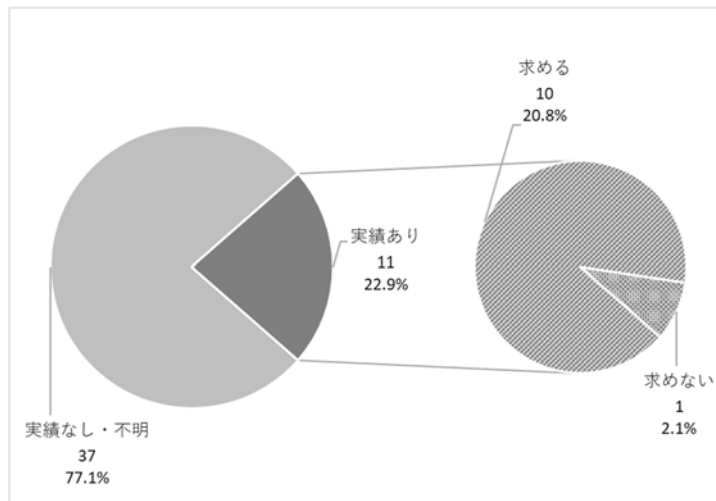
参考書籍では婚姻要件具備証明書に関する記載が確認できず、調査対象の市区町村からは、同証明書を発給していないとの回答が複数得られた。また、同証明書が提出された実績があると回答した市区町村もなかったため、同証明書が提出されなかった場合のみを取りまとめている。

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 11/48 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 10/11 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/10 は、他の添付書類で国籍が明らかな場合は不要としている。

図 19 届出人がネパール国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



⑦ アメリカ

アメリカ合衆国大使館が発給した婚姻要件具備証明書以外に、在日アメリカ合衆国領事の面前で婚姻に障害がないことを宣誓し領事の署名がある宣誓書、当該国籍の届出人が所属する州の公証人が発給した婚姻要件具備証明書等も婚姻要件具備証明書に代える取扱いとされている。そのため、同宣誓書等が提出された場合について、婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合として回答した 18 件については、婚姻要件具備証明書が提出された場合の回答として整理している。

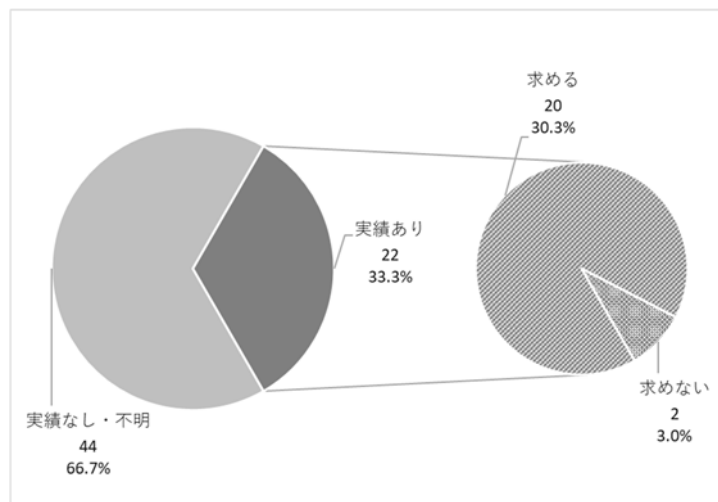
※この項の参考書籍：各国法律と要件 I 巻

a) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 22/66 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 20/22 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/20 は、他の添付書類で国籍が明らかな場合は不要としている。

図 20 届出人がアメリカ国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出されなかった場合

調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

⑧ タイ

令和 2 年 4 月以降、婚姻要件具備証明書の発給を取りやめていることが、市区町村からの回答で得られ、また、当省において、在東京タイ王国大使館に直接確認したところ、文書にて「2020 年 4 月 1 日より、在東京タイ王国大使館、大阪総領事館、福岡総領事館は「婚姻要件具備証明書」の発行を停止致します。その代わりに、在東京タイ王国大使館は、タイ市区役所発行の「婚姻状況証明書」（タイ外務省で認証を受けてから 3 ヶ月以内）等の書類を認証致します。」との情報が得られた。また、調査対象期間は平成 31 年 4 月から調査時点までとしていたが、今後、婚姻要件具備証

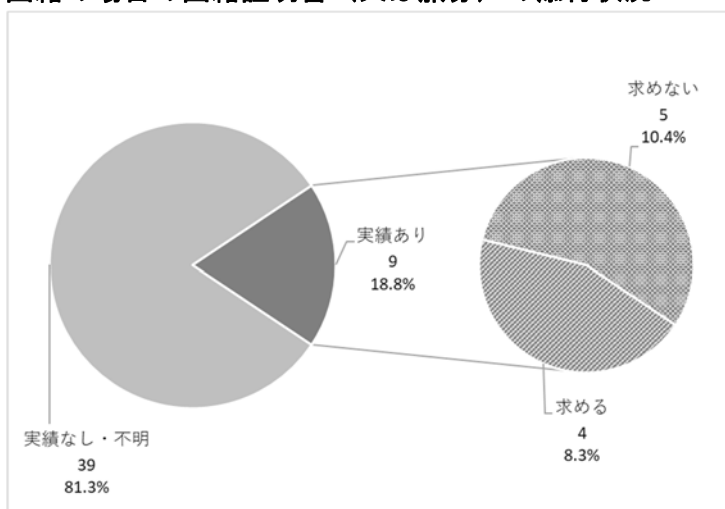
明書が提出される場合の届出が発生しないことを考慮し、婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合のみを取りまとめている。

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは9/48であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは4/9であった。

なお、求めるとした回答のうち1/4は、別途添付を求めている居住証明書でも国籍の証明は可能としている。

図 21 届出人がタイ国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況

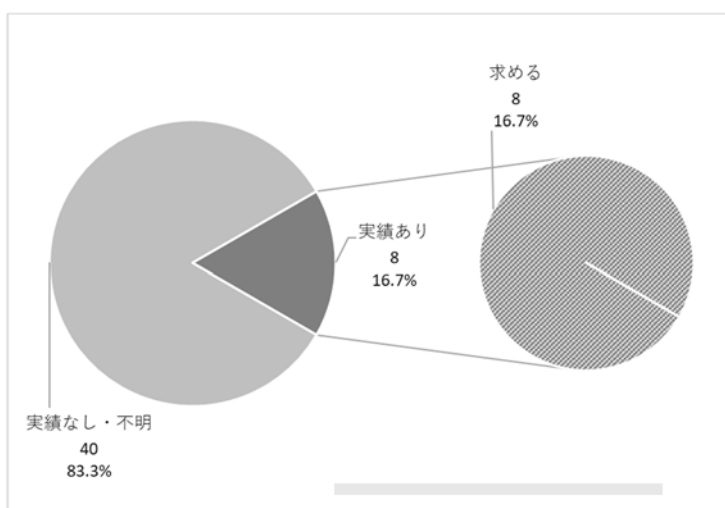


⑨ インドネシア

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは8/48であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは8/8であった。

図 22 届出人がインドネシア国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

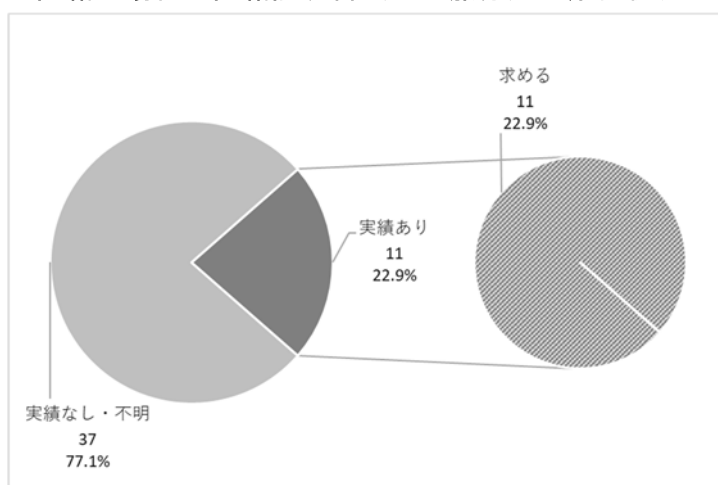
⑩ ペルー

参考書籍では婚姻要件具備証明書に関する記載が確認できず、調査対象の市区町村からは、同証明書を発給していないとの回答が複数得られた。また、同証明書が提出された実績があると回答した市区町村もなかったため、同証明書が提出されなかった場合のみを取りまとめている。

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 11/48 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 11/11 であった。

図 23 届出人がペルー国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



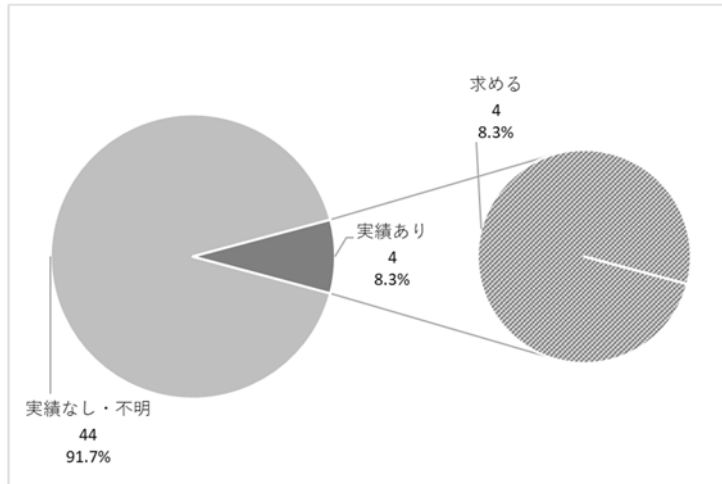
⑪ アルゼンチン

参考書籍では婚姻要件具備証明書に関する記載が確認できず、調査先の市区町村からは、同証明書を発給していないとの回答が複数得られた。また、同証明書が提出された実績があると回答した市区町村もなかったため、同証明書が提出されなかった場合のみを取りまとめている。

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは4/48であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは4/4であった。

図 24 届出人がアルゼンチン国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



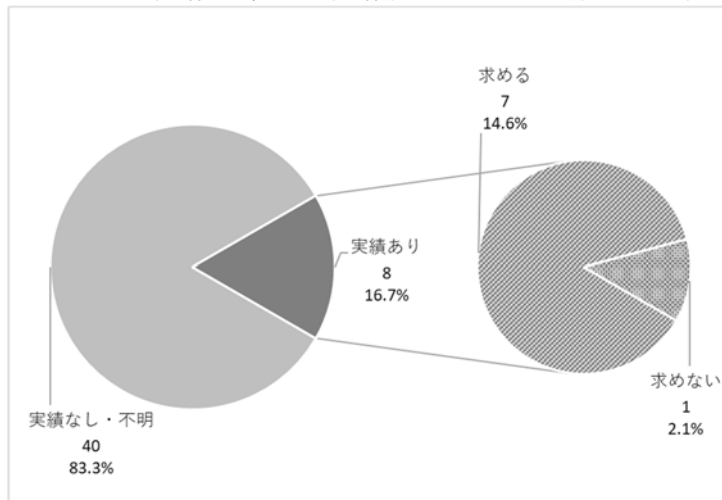
⑫ オーストラリア

参考書籍では婚姻要件具備証明書に関する記載が確認できず、調査先の市区町村からは、同証明書を発給していないとの回答が複数得られた。また、同証明書が提出された実績があると回答した市区町村もなかったため、同証明書が提出されなかった場合のみを取りまとめている。

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは8/48であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは7/8市区町村であった。

図 25 届出人がオーストラリア国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



(2) 出生証明書

今回の取りまとめにおいては、市区町村が、届出人の生年月日や出生した場所等、出生に関する事項を確認するために求める書類（出生届記載事項証明書等）も含め、出生証明書として整理している。

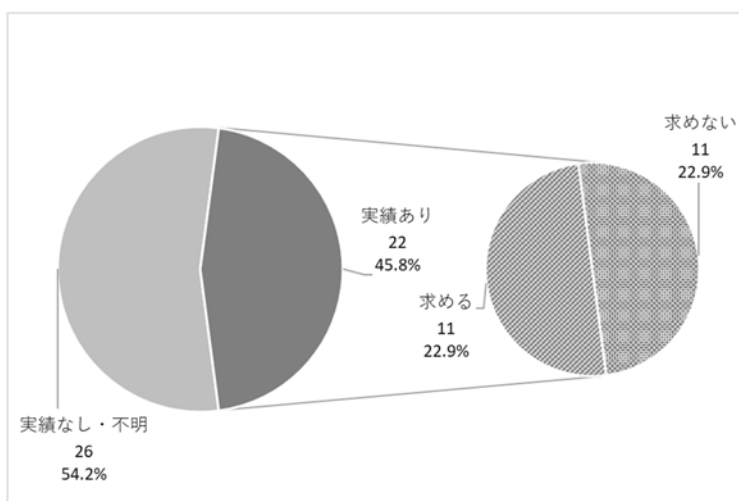
① 中国

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは22/48であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは11/22であった。

なお、求めるとした回答のうち4/11は、受理に必須の添付書類ではないとしており、また、求めるとした回答のうち1/11は、出生証明書が添付できない場合には申述書を求めるとしている。

図 26 届出人が中国国籍の場合の出生証明書の添付状況

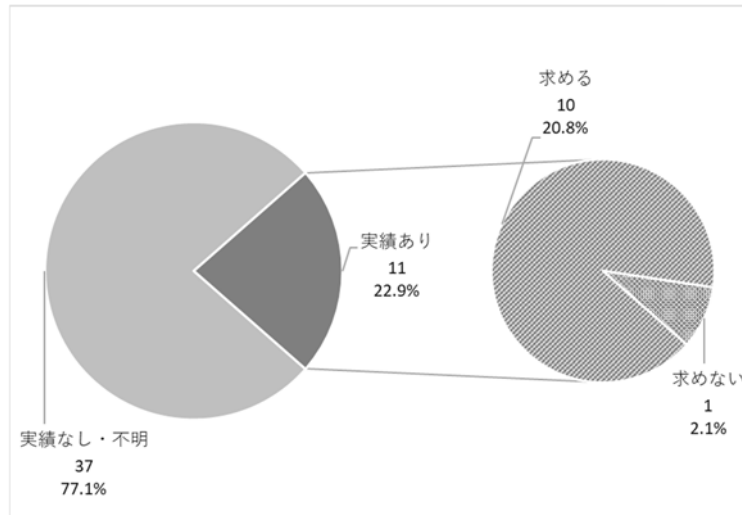


b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは11/48であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは10/11であった。

なお、求めるとした回答のうち1/10は、受理に必須の添付書類ではないとしている。

図 27 届出人が中国国籍の場合の出生証明書の添付状況

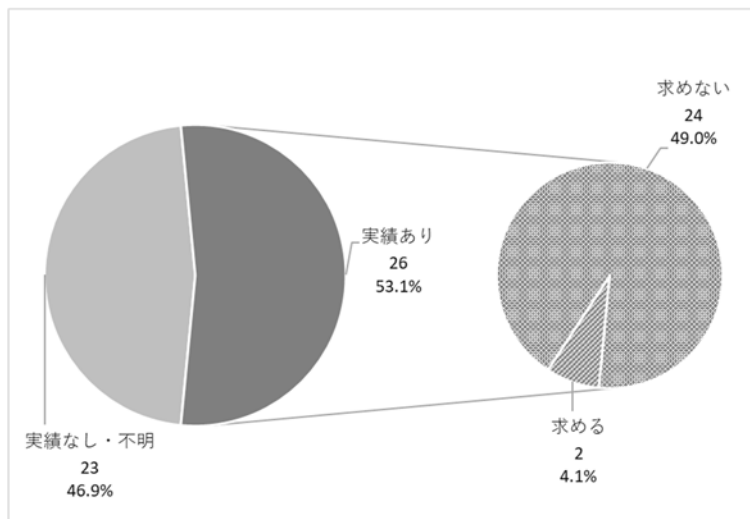


② 韓国

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは26/49であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは2/26であった。

図 28 届出人が韓国国籍の場合の出生証明書の添付状況



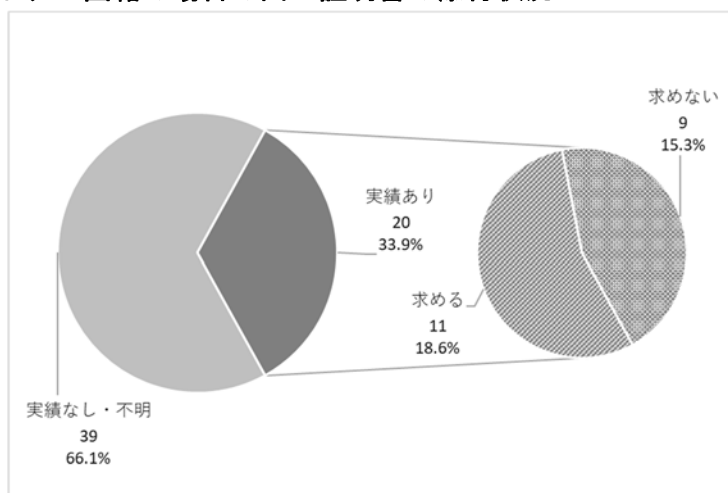
③ ベトナム

a) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは20/59であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは11/20であった。

なお、求めるとした回答のうち1/11は、受理に必須の書類ではないが案内の段階では求めているとしており、また、求めるとした回答のうち2/11は、届出人から提出があったため受け取ったとしている。

図 29 届出人がベトナム国籍の場合の出生証明書の添付状況

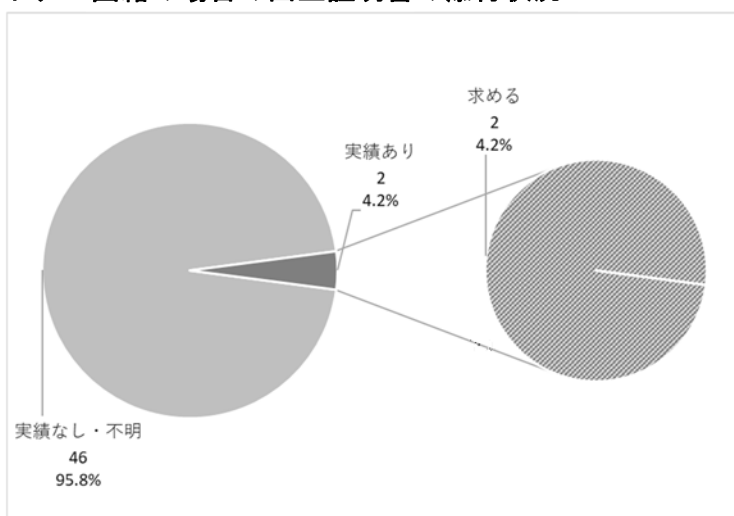


b) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは2/48であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは2/2であった。

なお、求めるとした回答のうち1/2は、受理に必須の書類ではないが案内の段階では求めているとしている。

図 30 届出人がベトナム国籍の場合の出生証明書の添付状況



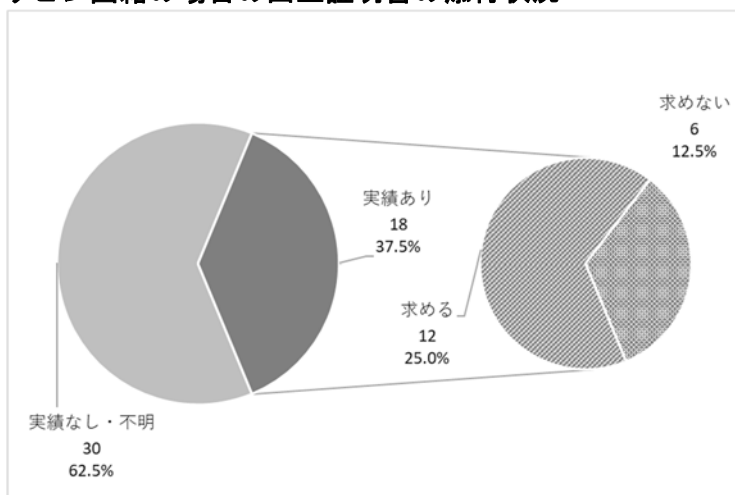
④ フィリピン

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 18/48 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 12/18 であった。

なお、求めるとした回答のうち 4/12 は、受理に必須の書類ではないが案内の段階では求めているとしており、1/12 は、届出人から提出があったため受け取ったとしており、1/12 は、出生証明書が添付できない場合には申述書を求めるとしている。

図 31 届出人がフィリピン国籍の場合の出生証明書の添付状況

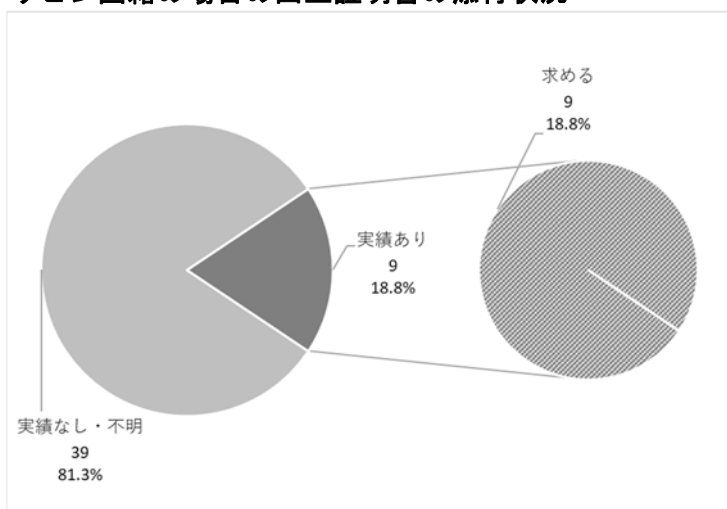


b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 9/48 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 9/9 であった。

なお、求めるとした回答のうち 2/9 は、受理に必須の書類ではないが案内の段階では求めているとしており、1/9 は、届出人から提出があったため受け取ったとしている。

図 32 届出人がフィリピン国籍の場合の出生証明書の添付状況

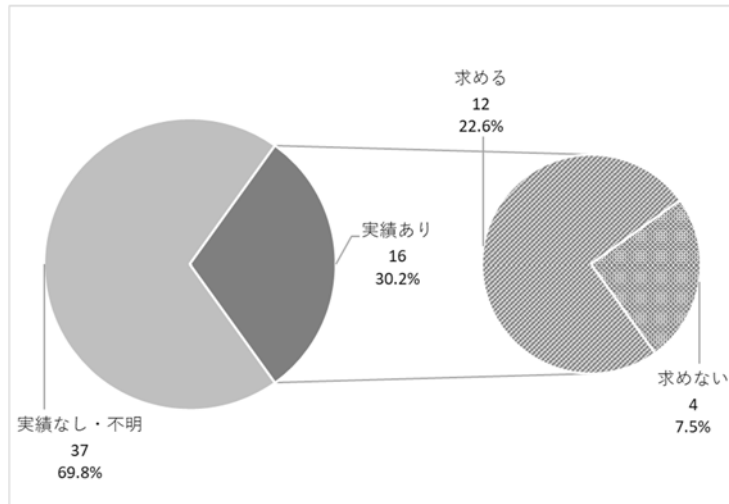


⑤ ブラジル

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは16/53であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは12/16であった。

図 33 届出人がブラジル国籍の場合の出生証明書の添付状況

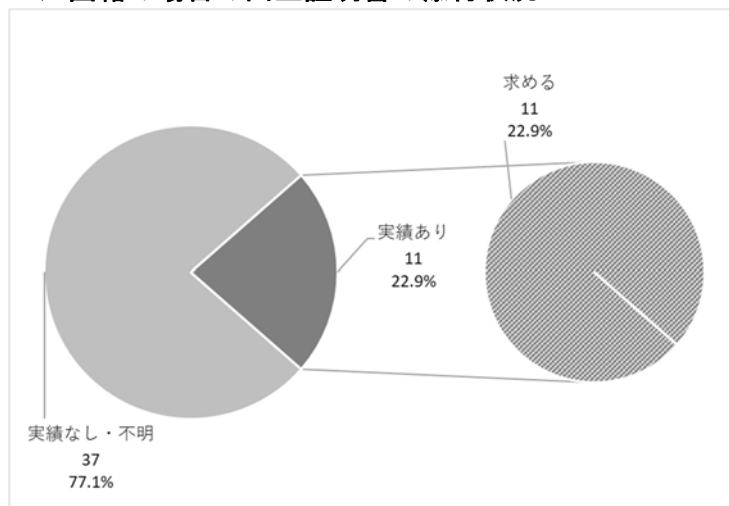


⑥ ネパール

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは11/48であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは11/11であった。

図 34 届出人がネパール国籍の場合の出生証明書の添付状況

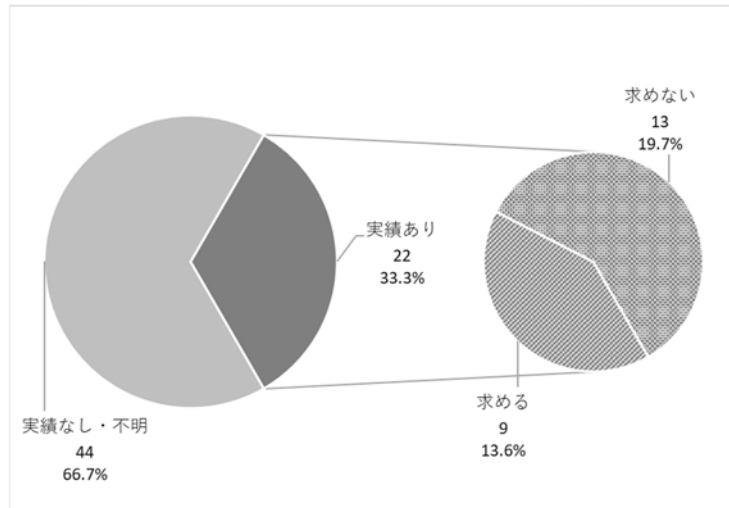


⑦ アメリカ

a) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 22/66 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 9/22 であった。

図 35 届出人がアメリカ国籍の場合の出生証明書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出されなかった場合

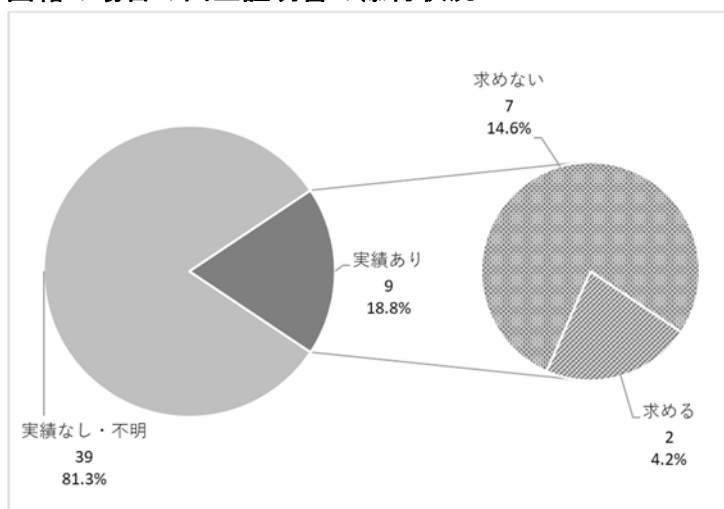
調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

⑧ タイ

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 9/48 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 2/9 であった。

図 36 届出人がタイ国籍の場合の出生証明書の添付状況



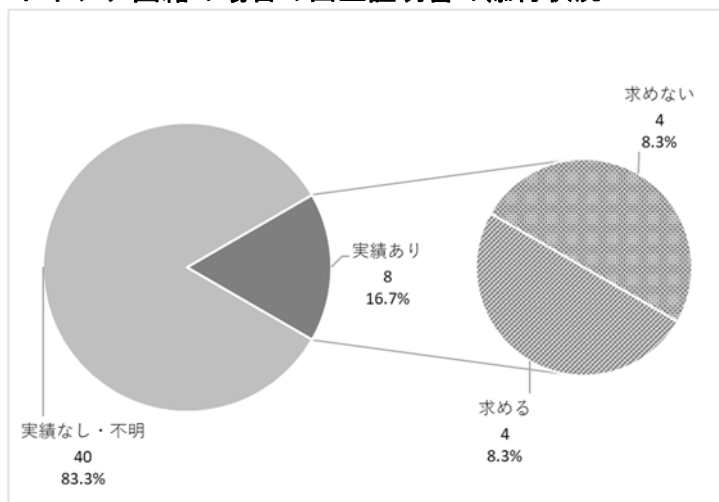
⑨ インドネシア

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 8/48 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 4/8 であった。

なお、求めるとした回答のうち 2/4 は、受理に必須の書類ではないが案内の段階では求めているとしており、1/4 は、出生証明書が添付できない場合には申述書を求めている。

図 37 届出人がインドネシア国籍の場合の出生証明書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

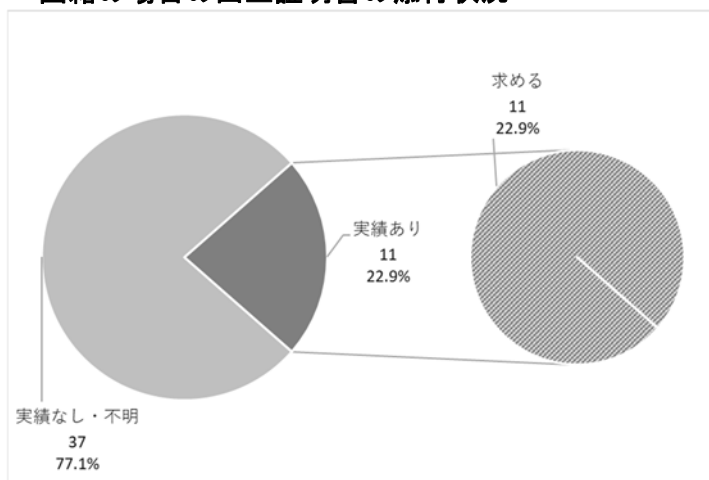
調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

⑩ ペルー

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 11/48 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 11/11 であった。

図 38 届出人がペルー国籍の場合の出生証明書の添付状況

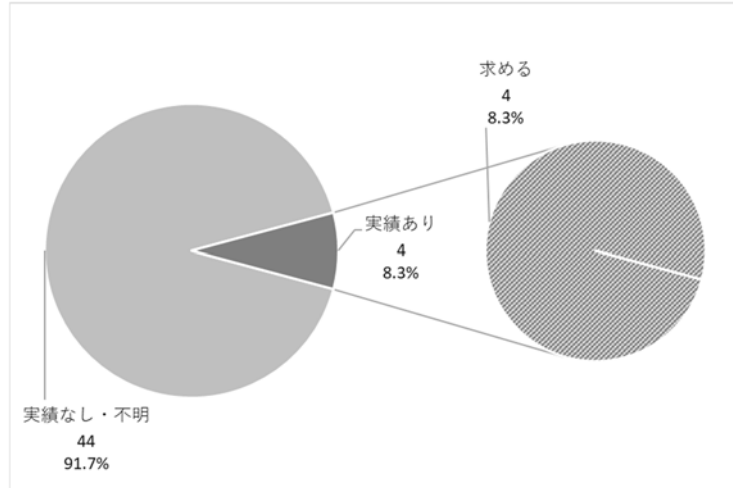


⑪ アルゼンチン

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 4/48 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 4/4 であった。

図 39 届出人がアルゼンチン国籍の場合の出生証明書の添付状況



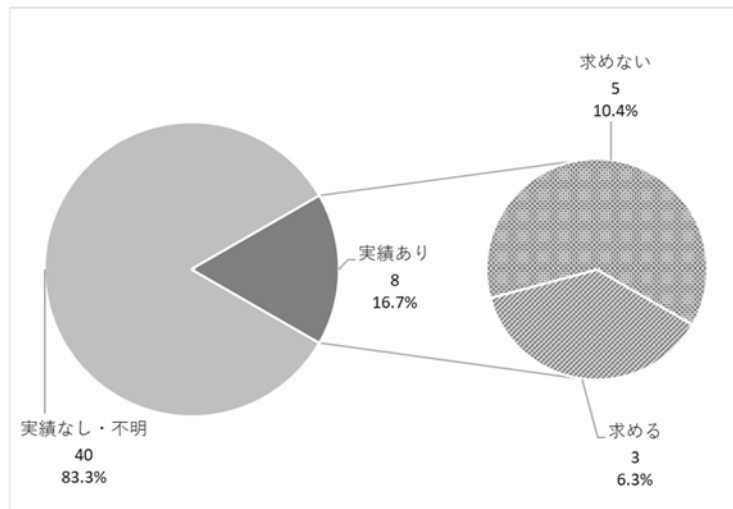
⑫ オーストラリア

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 8/48 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 3/8 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/3 は、受理に必須の書類ではないが案内の段階では求めているとしている。

図 40 届出人がオーストラリア国籍の場合の出生証明書の添付状況



(3) 独身証明書

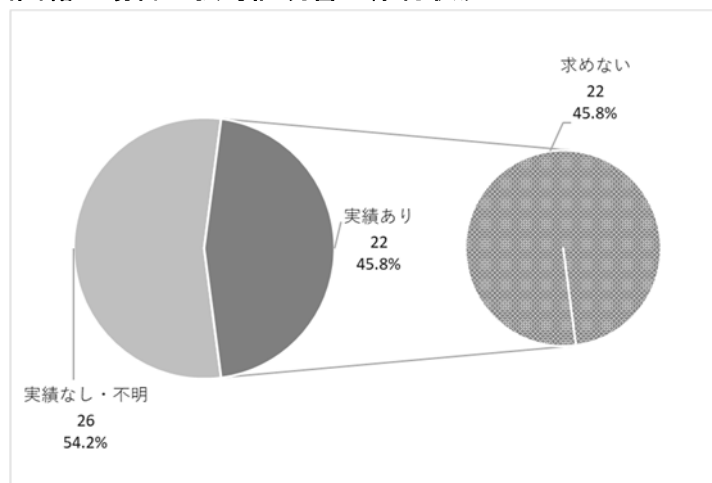
今回の取りまとめにおいては、市区町村が、届出人の独身性を判断することを目的として添付を求める書類を、独身証明書として整理している。したがって、その他の婚姻要件を審査するために求めた申述書や身分関係を示す証明書等に、届出人が独身である旨が記載されており、当該証明書等によって独身性を判断している場合は、独身証明書には含まない。

① 中国

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは22/48であった。そのうち、独身証明書を求めるとしている市区町村はなかった。

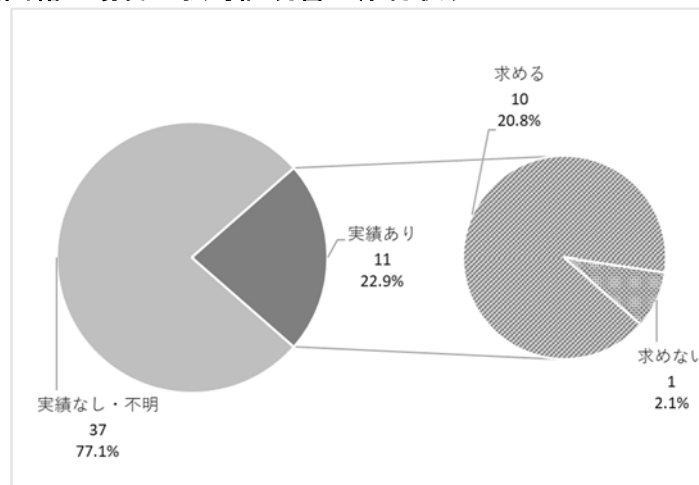
図 41 届出人が中国国籍の場合の独身証明書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは11/48であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは10/11であった。

図 42 届出人が中国国籍の場合の独身証明書の添付状況

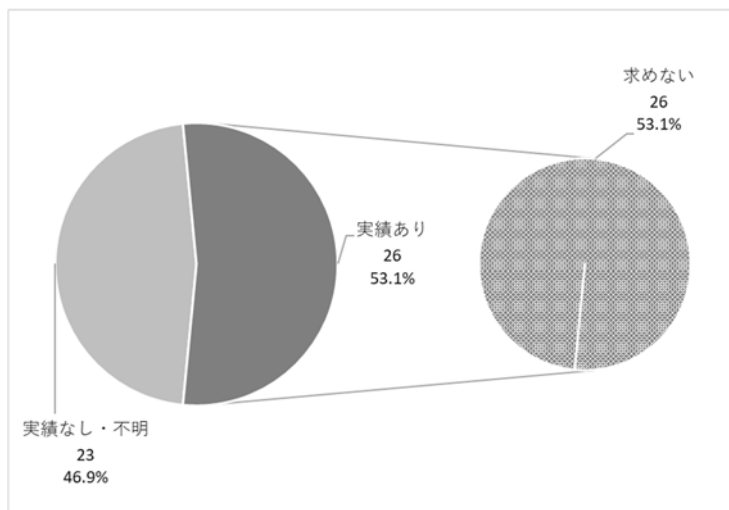


② 韓国

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは26/49であった。そのうち、独身証明書を求めるとしている市区町村はなかった。

図 43 届出人が韓国国籍の場合の独身証明書の添付状況

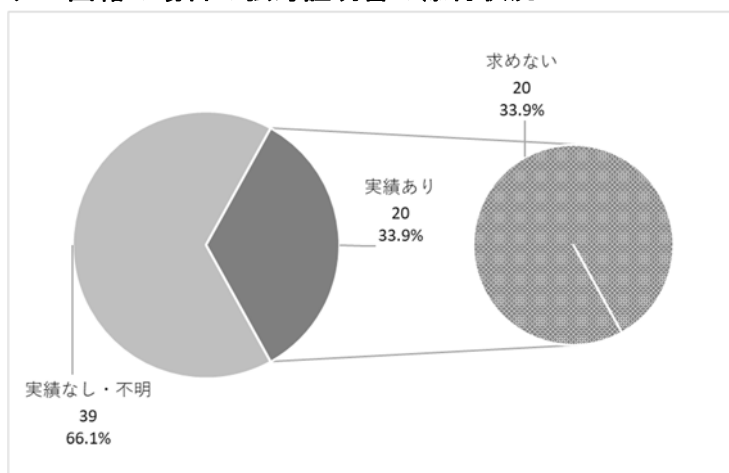


③ ベトナム

a) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは20/59であった。そのうち、独身証明書を求めるとしている市区町村はなかった。

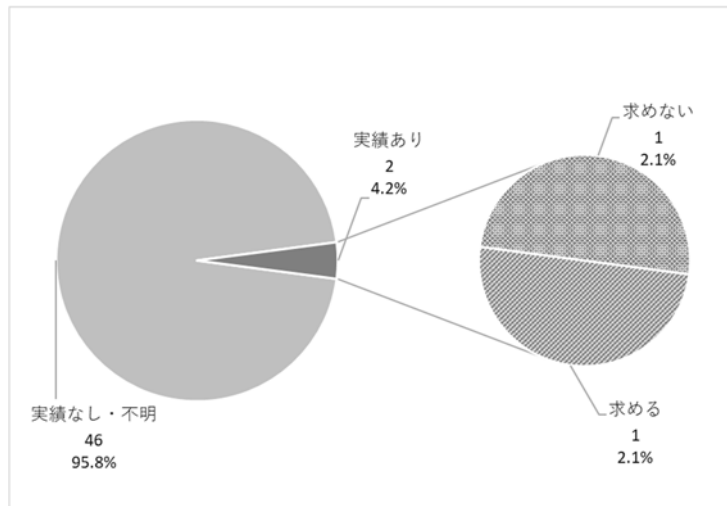
図 44 届出人がベトナム国籍の場合の独身証明書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 2/48 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは 1/2 であった。

図 45 届出人がベトナム国籍の場合の独身証明書の添付状況



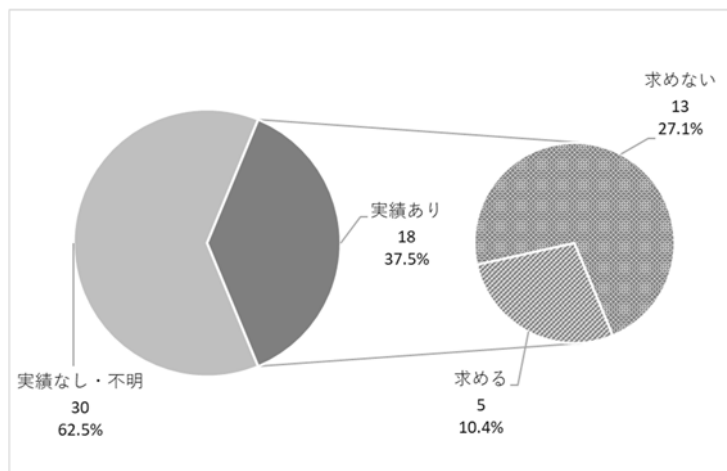
④ フィリピン

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 18/48 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは 5/18 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/5 は、届出人から提出があったため受け取ったとしている。

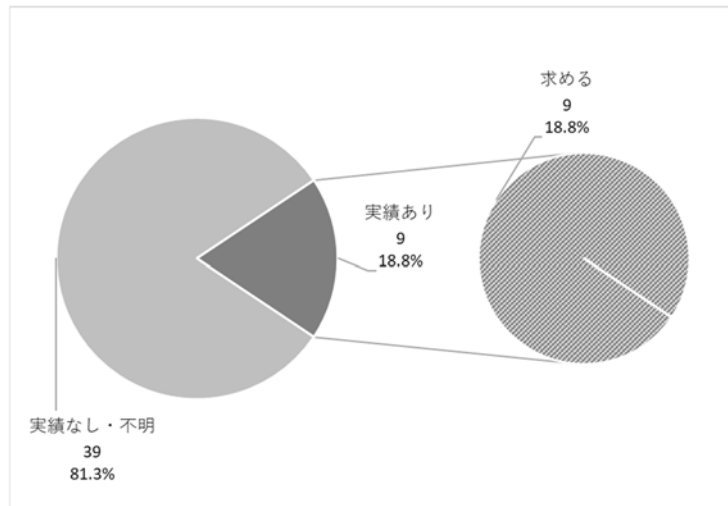
図 46 届出人がフィリピン国籍の場合の独身証明書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 9/48 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは 9/9 であった。

図 47 届出人がフィリピン国籍の場合の独身証明書の添付状況

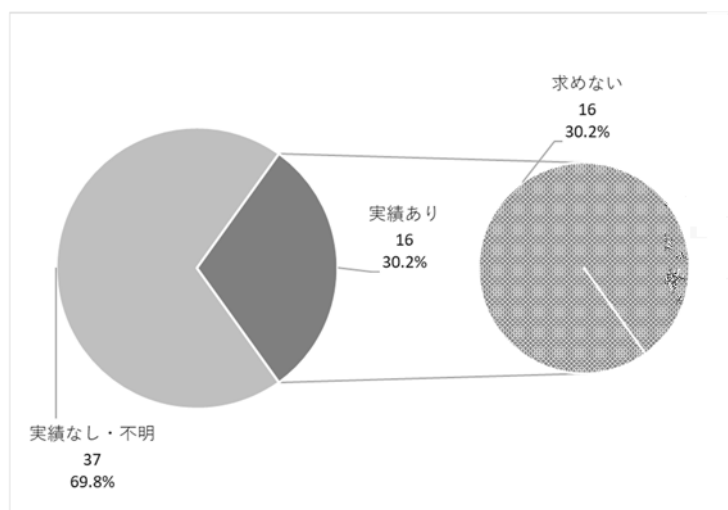


⑤ ブラジル

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 16/53 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしている市区町村はなかった。

図 48 届出人がブラジル国籍の場合の独身証明書の添付状況

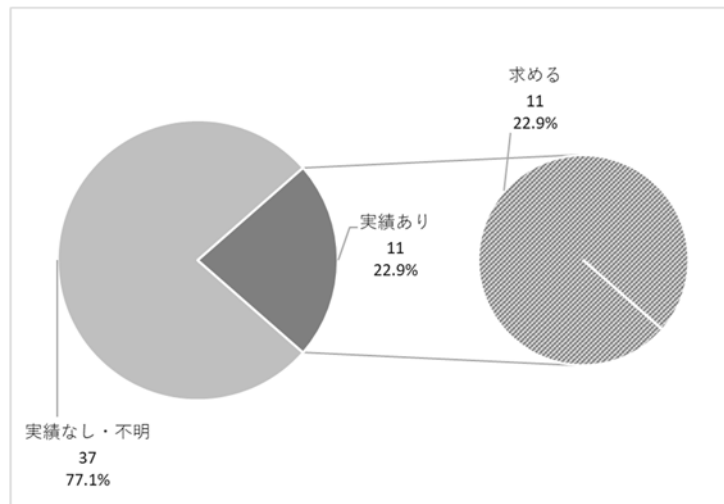


⑥ ネパール

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは11/48であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは11/11であった。

図 49 届出人がネパール国籍の場合の独身証明書の添付状況

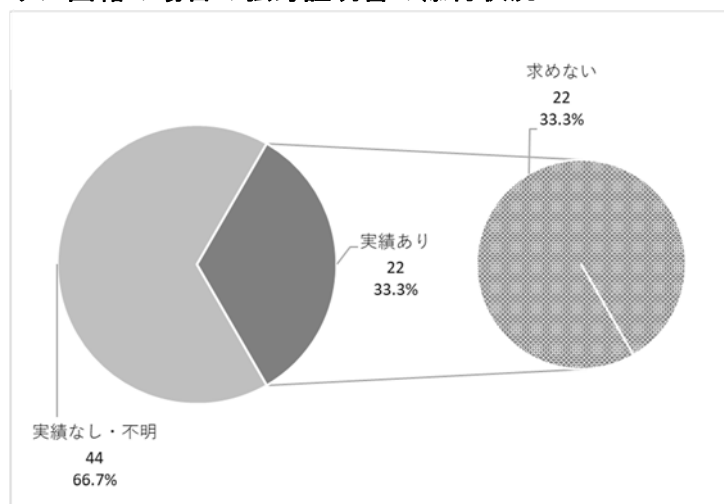


⑦ アメリカ

a) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは22/66であった。そのうち、独身証明書を求めるとしている市区町村はなかった。

図 50 届出人がアメリカ国籍の場合の独身証明書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出されなかった場合

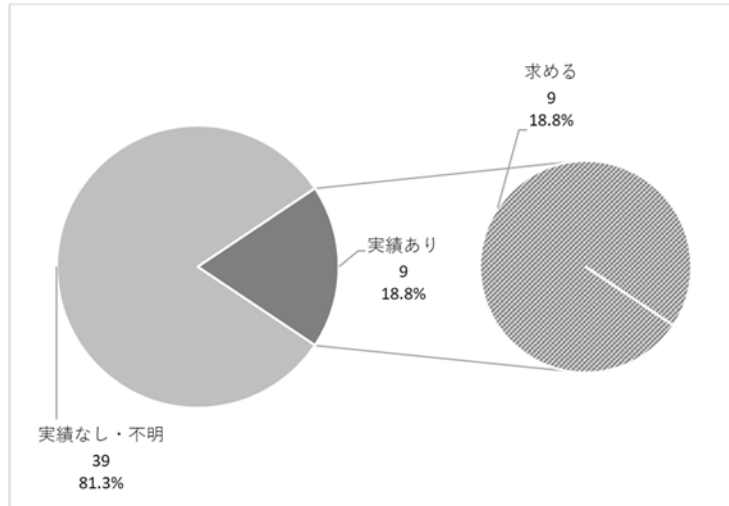
調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

⑧ タイ

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 9/48 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは 9/9 であった。

図 51 届出人がタイ国籍の場合の独身証明書の添付状況

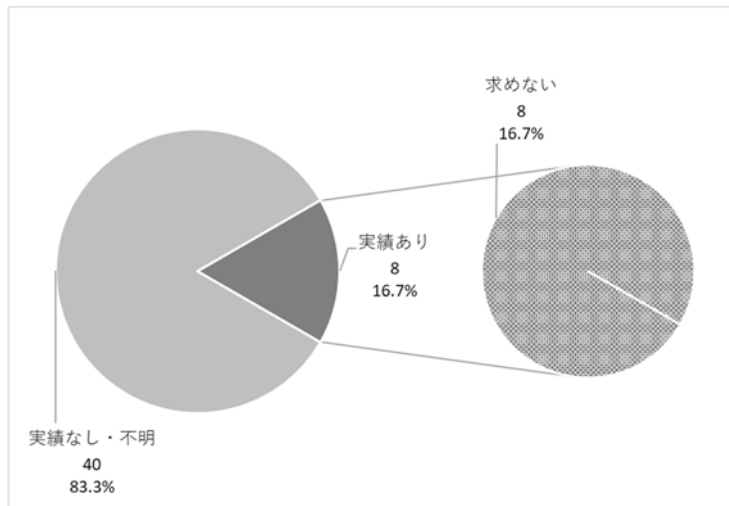


⑨ インドネシア

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 8/48 であった。そのうち、独身証明書を求めている市区町村はなかった。

図 52 届出人がインドネシア国籍の場合の独身証明書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

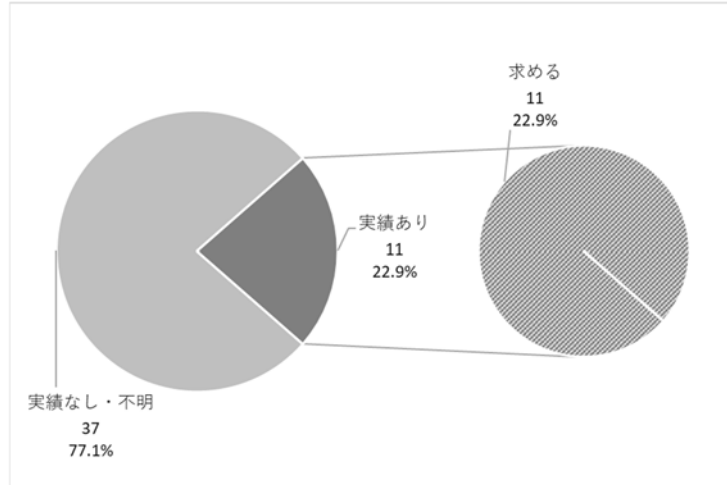
調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

⑩ ペルー

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 11/48 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは 11/11 であった。

図 53 届出人がペルー国籍の場合の独身証明書の添付状況

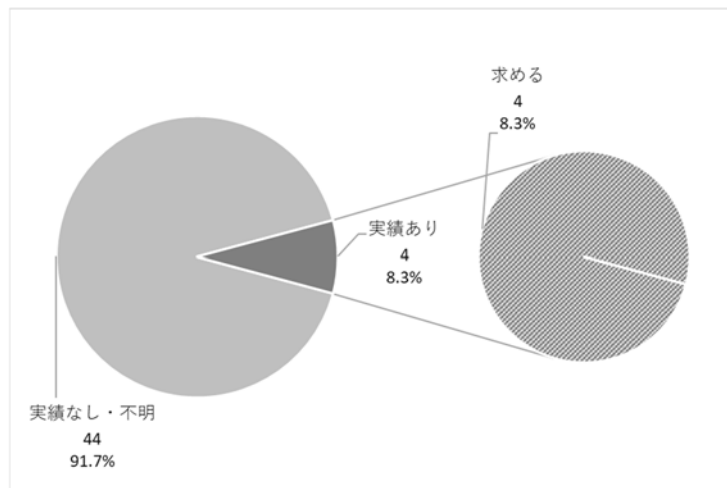


⑪ アルゼンチン

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 4/48 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは 4/4 であった。

図 54 届出人がアルゼンチン国籍の場合の独身証明書の添付状況

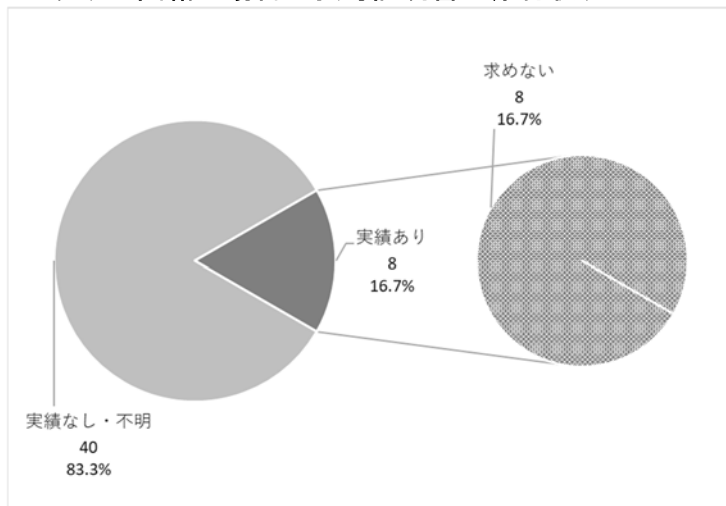


⑫ オーストラリア

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 8/48 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしている市区町村はなかった。

図 55 届出人がオーストラリア国籍の場合の独身証明書の添付状況



(4) 申述書

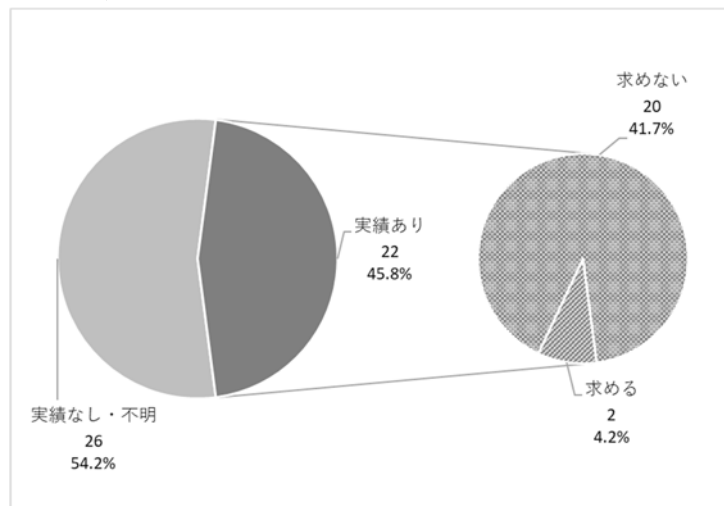
今回の取りまとめにおいては、婚姻等について障害がないこと（本国法上の婚姻年齢に達している、重婚とならない等）を、当該外国の領事など、その宣誓を受理する権限を有する者の前で宣誓し、その旨を領事などが署名したものを宣誓書としている。したがって、市区町村からの回答では添付書類名が「宣誓書」等となっても、届出人本人による宣誓内容に対して領事などの署名がない場合は、「申述書」として整理している。

① 中国

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは22/48であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは2/22であった。

図 56 届出人が中国国籍の場合の申述書の添付状況

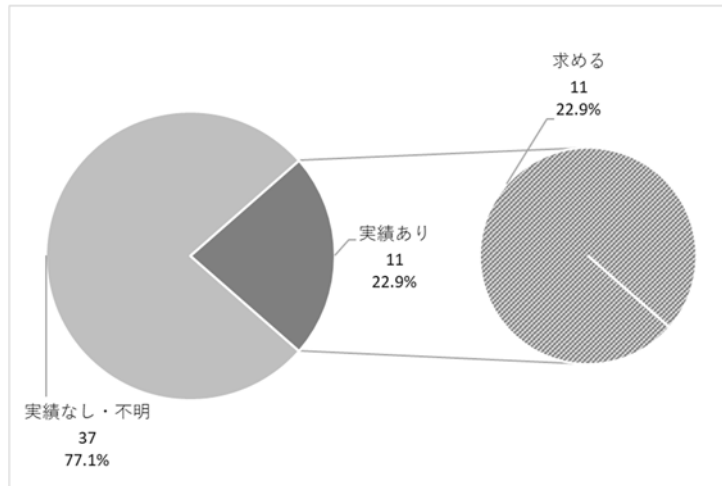


b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは11/48であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは11/11であった。

なお、求めるとした回答のうち1/11は、中国法上の婚姻要件を満たしていることを担保するために求めているが、中国国籍の届出人には反致が適用されるため、申述書がなくても受理は可能としている。

図 57 届出人が中国国籍の場合の申述書の添付状況

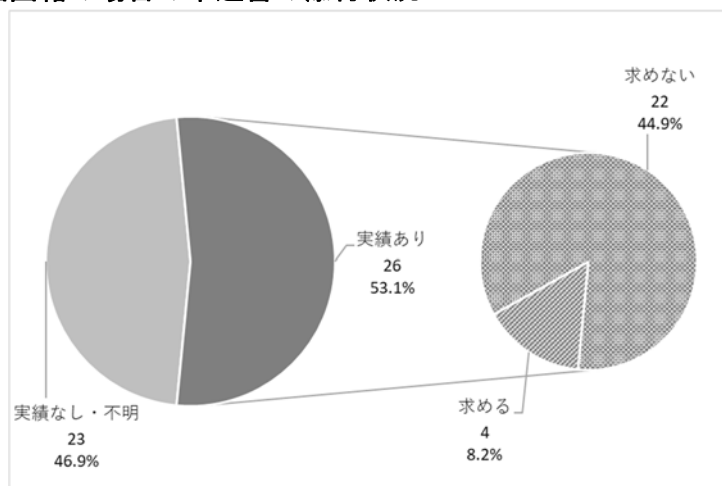


② 韓国

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは26/49であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは4/26であった。

図 58 届出人が韓国国籍の場合の申述書の添付状況

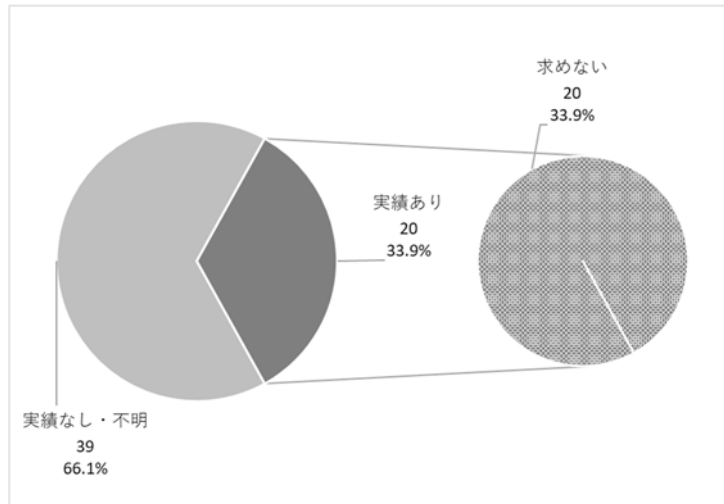


③ ベトナム

a) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは20/59であった。そのうち、申述書を求めるとしている市区町村はなかった。

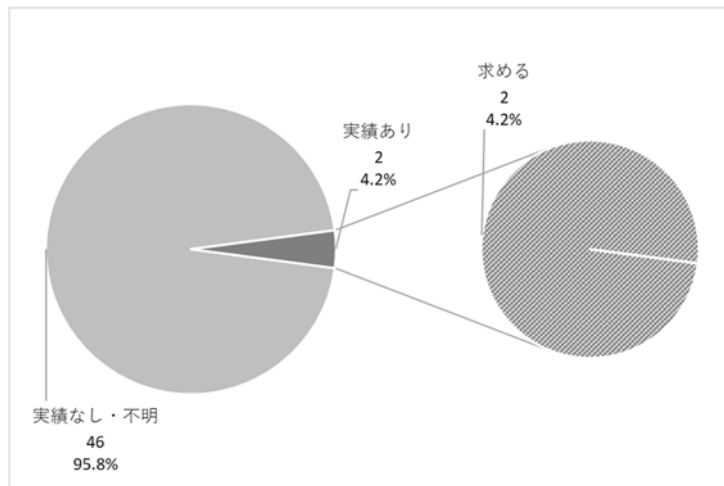
図 59 届出人がベトナム国籍の場合の申述書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは2/48であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは2/2であった。

図 60 届出人がベトナム国籍の場合の申述書の添付状況

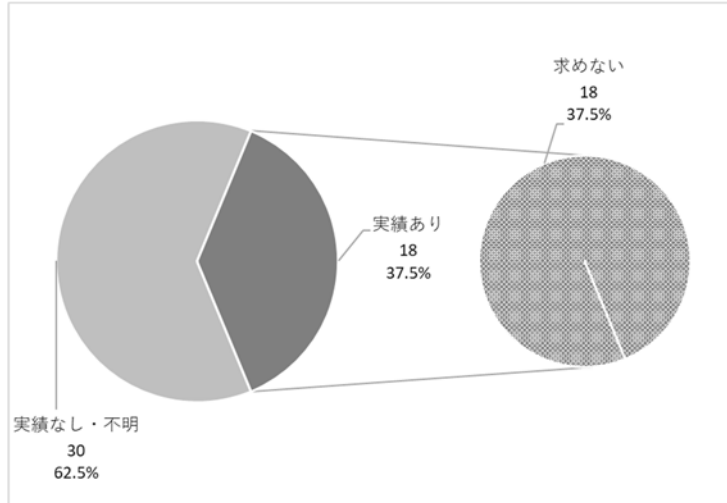


④ フィリピン

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは18/48であった。そのうち、申述書を求めるとして
いる市区町村はなかった。

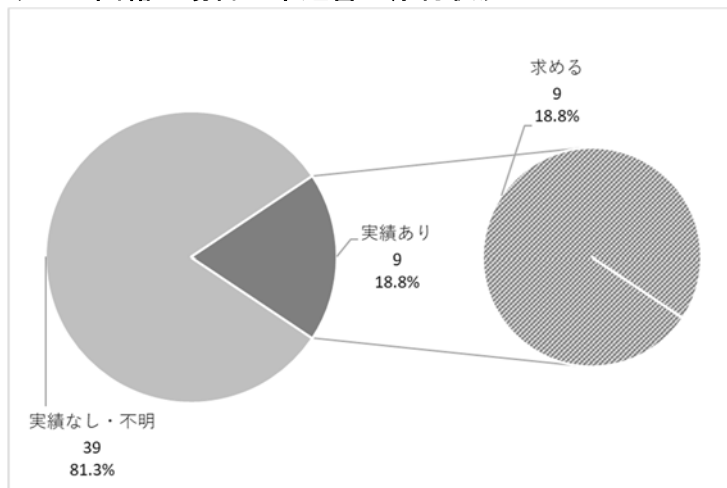
図 61 届出人がフィリピン国籍の場合の申述書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは9/48であった。そのうち、申述書を求めるとして
いたのは9/9であった。

図 62 届出人がフィリピン国籍の場合の申述書の添付状況

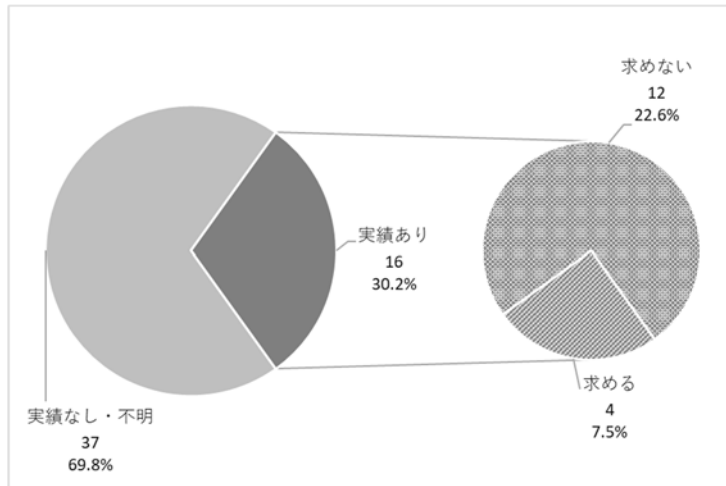


⑤ ブラジル

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは16/53であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは4/16であった。

図 63 届出人がブラジル国籍の場合の申述書の添付状況

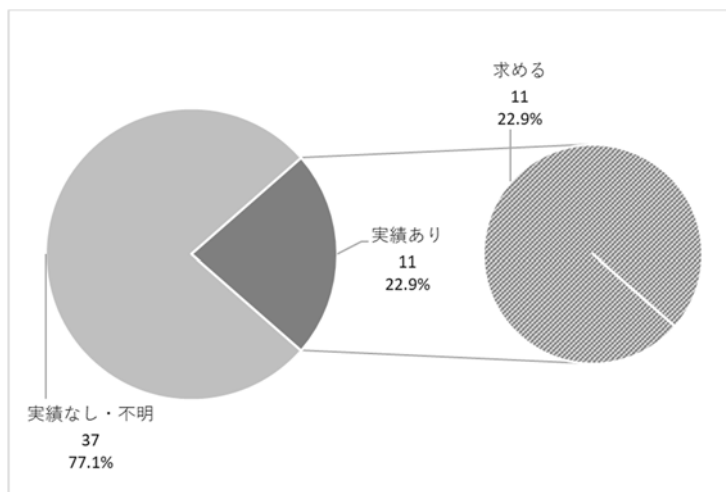


⑥ ネパール

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは11/48であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは11/11であった。

図 64 届出人がネパール国籍の場合の申述書の添付状況

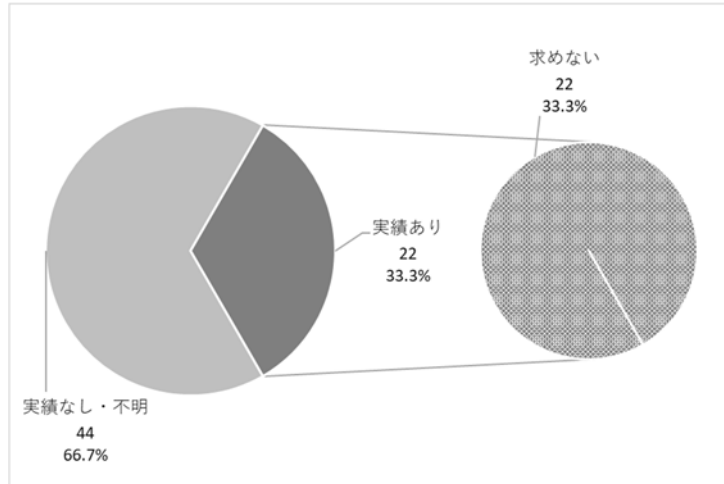


⑦ アメリカ

a) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 22/66 であった。そのうち、申述書を求めるとしている市区町村はなかった。

図 65 届出人がアメリカ国籍の場合の申述書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出されなかった場合

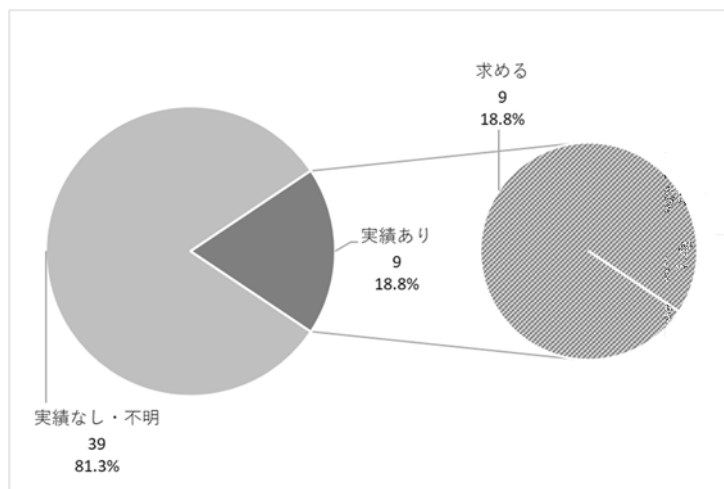
調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

⑧ タイ

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 9/48 であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは 9/9 であった。

図 66 届出人がタイ国籍の場合の申述書の添付状況

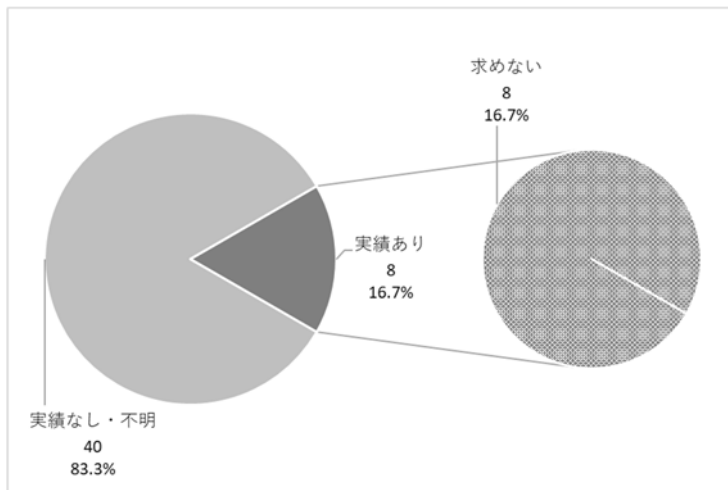


⑨ インドネシア

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 8/48 であった。そのうち、申述書を求めるとしている市区町村はなかった。

図 67 届出人がインドネシア国籍の場合の申述書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

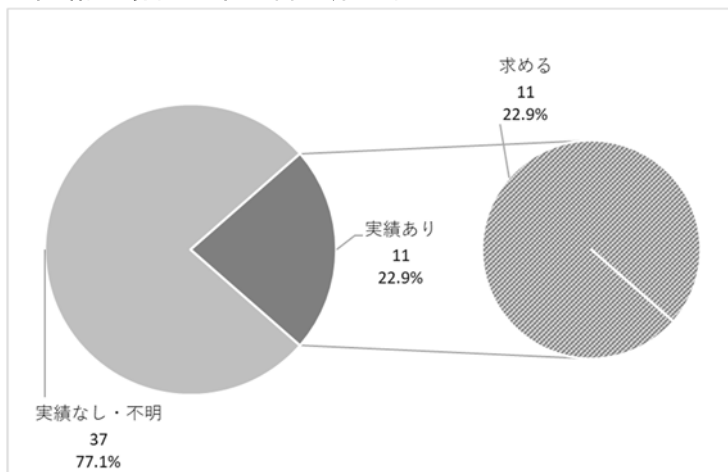
調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

⑩ ペルー

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 11/48 であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは 11/11 であった。

図 68 届出人がペルー国籍の場合の申述書の添付状況

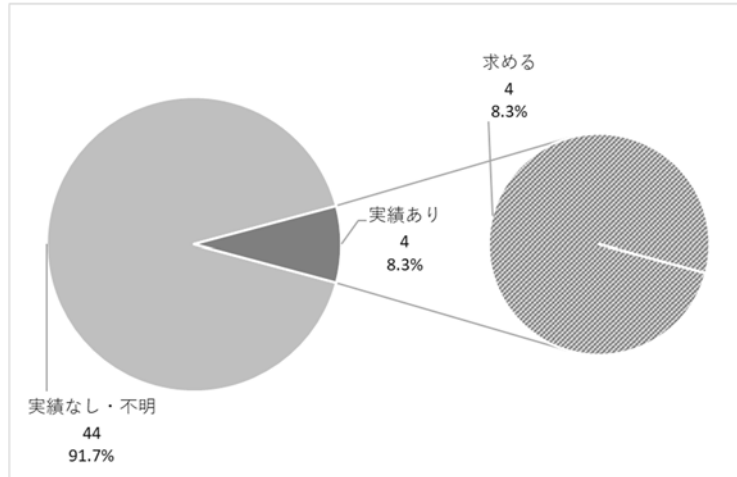


⑪ アルゼンチン

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 4/48 であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは 4/4 であった。

図 69 届出人がアルゼンチン国籍の場合の申述書の添付状況



⑫ オーストラリア

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 8/48 であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは 8/8 であった。

図 70 届出人がオーストラリア国籍の場合の申述書の添付状況

